

第 5 回 加 東 市 教 育 委 員 会 次 第

令和 7 年 8 月 2 8 日 (木) 午後 1 時 3 0 分

加東市役所 3 階 3 0 2 会議室

1 開 会

2 教育長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 前回会議録の承認について

5 教育長報告

6 議 題

第 1 0 号議案 加東市東条公民館の臨時休館の件

第 1 1 号議案 加東市加古川流域滝野歴史民俗資料館の無料開放について

協議事項 3 令和 6 年度教育に関する決算について

7 そ の 他

- ・ 9 月補正予算について
- ・ 附属機関等委員の解嘱及び委嘱について
- ・ 加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- ・ 後援名義の許可について
- ・ 各課主要行事予定・報告

8 閉 会

次回の定例教育委員会

日 時 令和 7 年 9 月 2 4 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から (予定)

場 所 加東市役所 3 階 3 0 2 会議室

8 月定例教育委員会教育長報告

令和7年8月28日

- 1 子連協ドッジボール大会 8月3日(日) 於:スカイピア
- 2 加東市青少年健全育成講演会 8月3日(日) 於:社公民館
- 3 オリンピア市派遣事業にかかる出発式 8月4日(月) 於:201
- 4 社会を明るくする運動街頭啓発活動 8月5日(火) 於:東条マックスバリュー
- 5 夏季研修会 8月6日(水) 於:加東市地域交流センター
- 6 総務文教常任委員会 8月7日(木) 於:第一委員会室
 - ・滝野地域小中一貫校整備事業について
 - ・第2期加東市子ども・子育て支援事業計画に係る評価について
 - ・乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について
- 7 第4期加東市教育振興基本計画第2回策定委員会 8月8日(金) 於:はぴあ
- 8 部活動あり方検討委員会 8月20日(水) 於:201
- 9 全県夏季教育委員会研修会 8月21日(木) 22日(金) 於:六甲荘
- 10 第1回加東市立図書館協議会 8月26日(火) 於:加東市中央図書館
- 11 第2回滝野地域小中合同研修会 8月27日(水) 於:201
- 12 定例教育委員会 8月28日(木) 於:301
- 13 加東市夏のおどり 8月30日(土) 於:ステラパーク
- 14 全日本空手道ジュニア新人育成選手権大会 8月31日(日) 於:スカイピア

第 10 号議案

加東市東条公民館の臨時休館の件

加東市東条公民館を下記の日程で臨時休館することについて、加東市公民館規則第 8 条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 7 年 8 月 28 日提出

加東市教育長 藤 原 路 寛

1 臨時休館日

東条公民館

令和 7 年 11 月 17 日（月）

- 2 臨時休館理由 加東市東条福祉センター「とどろき荘」高圧受電設備点検に伴う東条
公民館停電のため

第 1 1 号議案

加東市加古川流域滝野歴史民俗資料館の無料開放について

加東市加古川流域滝野歴史民俗資料館条例（平成 1 8 年加東市条例第 9 8 号）第 6 条の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

加東市教育長 藤 原 路 寛

- 1 内容 加東市加古川流域滝野歴史民俗資料館の無料開放
- 2 期間 令和 7 年 1 1 月 1 5 日、1 6 日
- 3 目的 文化が息づく関西をアピールし、歴史文化の醸成とともに集客を図る。
(2025 年度「関西文化の日」事業への参加)

協議事項 3

令和 6 年度教育に関する決算について

令和 6 年度教育に関する決算の報告にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申出について、協議願いたく提案する。

令和 7 年 8 月 28 提出

加東市教育長 藤 原 路 寛

令和6年度 加東市教育委員会 教育振興部教育総務課（各小中学校含む）決算概要

- 1 教育委員会一般事務事業 2,465,906 円
加東市の教育行政の充実を図るため、定例教育委員会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時教育委員会を開催した。また、その他教育委員の活動として、学校園訪問、学校行事・研修会等に参加した。
- 2 事務局事業 85,256,438 円
教育委員会事務局の管理運営に要する経常経費、事務局所管公用車の維持管理経費、鴨川地域スクールバスによる児童生徒の登下校に係る経費、社地域小中一貫校スクールバスの試行運転に係る経費、ICT機器の管理及び支援に要する経費等を計上し、事務局事業の円滑な実施に努めた。
- 3 小中学校給食食費無償化事業 15,625,285 円
物価高騰による子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、加東市立小・中学校及び義務教育学校の給食費を無償化するとともに、加東市立以外の小・中学校等に通う児童生徒の保護者に対し、給食費相当額を支給した。
- 4 小学校管理事務事業 176,966,578 円
児童の健康管理のための学校医、歯科医、薬剤師の報酬、8小学校（義務教育学校前期課程を含む）の光熱水費、修繕料等の経常経費、エレベーター・消防設備等の保守点検や校舎機械警備委託費等、施設の維持管理に係る経費のほか、児童用の机椅子購入費や学習者用端末の購入費、東条学園小中学校のスクールバス運行管理経費等を計上し、適正な学校管理に努めた。
- 5 小学校施設整備事業 25,395,200 円（うち、繰越明許分 15,800,400円）
滝野東小学校の遊具塗装修繕工事、滝野南小学校の特別支援教室改修工事、東条学園小中学校の体育館空調整備工事、排水ポンプ設置工事、体育館天井修繕工事等を行い、安全安心で快適な教育環境を確保した。
- 6 小学校教育振興事務事業 66,776,840 円
教育・校務用コンピュータの保守料及び使用料、電算システム使用料の経費を計上し、教育環境の充実に努めた。また、教科書改訂に伴い、指導書や教師用教科書及びデジタル教科書を購入した。
- 7 小学校就学援助事務事業 18,993,976 円
就学の援助が必要な家庭の児童の保護者に対して、学用品費等の援助費を支給した。
- 8 小学校就学奨励事務事業 920,813 円
小学校・義務教育学校（前期課程）の特別支援学級に在籍する児童の保護者に対し、教育費等の経済的負担の軽減と特別支援教育の振興を目的に奨励費を支給した。

- 9 いきいき学校応援事業（小学校） 377,459 円
開かれた学校づくりを推進し、地域で子どもを育てようとする気運を醸成するなど、学校と地域が一致協力して地域を教育の場とした豊かな体験活動を推進し「生きる力」を育んだ。
- 10 中学校管理事務事業 91,848,632 円
生徒の健康管理のための学校医、歯科医、薬剤師の報酬、3 中学校（義務教育学校後期課程を含む）の光熱水費、修繕料等の経常経費、エシベーター・消防設備等の保守点検や校舍機械警備委託費等、施設の維持管理に係る経費のほか、空調機器清掃等業務委託料や特殊建築物定期調査業務委託料、生徒用の机椅子購入費や学習者用端末購入費等を計上し、適正な学校管理に努めた。
- 11 中学校施設整備事業 70,084,800 円（うち、繰越明許分 68,286,900 円）
東条学園小中学校のテニスコート整備工事、体育館空調整備工事、排水ポンプ設置工事、体育館天井修繕工事等を行い、安全安心で快適な教育環境を確保した。
- 12 中学校教育振興事務事業 15,972,979 円
教育・校務用コンピュータの保守料及び使用料、電算システム使用料の経費を計上し、教育環境の充実を図った。
- 13 中学校就学援助事務事業 10,969,300 円
就学の援助が必要な家庭の生徒の保護者に対して、学用品費等の援助費を支給した。
- 14 中学校就学奨励事務事業 633,222 円
中学校・義務教育学校（後期課程）の特別支援学級に在籍する生徒の保護者に対し、教育費等の経済的負担の軽減と特別支援教育の振興を目的に奨励費を支給した。
- 15 トライやる・ウィーク推進事業 2,318,052 円
一週間にわたり、いろいろな職場での体験活動を行うことにより、豊かな感性を育むとともに、自分なりの生き方が見つけられるようにするなど、「生きる力」の育成を図った。
- 16 いきいき学校応援事業（中学校） 149,930 円
地域の人材を有効活用し、体験活動の推進や学んだことを地域活動や日常生活に活かす環境づくりを進め、環境教育及び福祉教育の充実を図った。

令和6年度 加東市教育委員会 教育振興部教育総務課（給食センター）決算概要

1. 学校給食徴収金	14,288,950円
2. 学校給食材料購入事業	167,298,375円 (国庫：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 71,461,000円充当) (県費：躍動する兵庫応援事業補助金 7,000,000円充当)
・市内7小学校、2中学校及び1義務教育学校の児童・生徒等に学校給食を提供するため、給食材料の購入及び炊飯・パン加工の委託を行った。	
○給食数	537,796食
○給食材料費内訳	167,298,375円
牛乳代	37,060,601円、精米代 10,388,736円、パン代 5,516,699円
副食材料代	97,386,158円、炊飯代 16,673,286円、パン加工代 272,895円
3. 学校給食事務事業	2,008,398円
・学校給食費徴収業務及び給食センター運営に係る事務費等	
・栄養教諭の指導により、正しい食事のとり方や望ましい食習慣を子どもたちが身につける機会を提供した。	
4. 給食施設管理運営事業	91,313,827円
・安全安心な学校給食を提供するため、施設を清潔に保ち、適正な維持管理を行うとともに、給食の配送業務を行った。	
・学校給食を安定的に提供するため、連続焼物機・連続揚げ物機の更新を行った。	
○委託料	8,548,948円
内訳 給食配送業務等人材派遣委託	4,545,516円、その他施設管理業務 4,003,432円
○備品購入費	37,730,000円 (連続焼物機及び付帯機器・連続揚げ物機及び付帯機器)

令和6年度 加東市教育委員会 教育振興部生涯学習課 決算概要

市民が、生涯を通して身近に文化芸術に触れ、また、気軽にスポーツが楽しめるよう、講座や体験などに参加できる機会の創出に努め、各種活動団体やサークルと協議を行い、充実した生涯学習環境づくりを進めてきた。

- ◎生涯学習係：生涯学習事業の計画、実施。
やしろ国際学習塾の指定管理（（公財）加東文化振興財団）、東条文化会館の指定管理（特定非営利活動法人新しい風かとう）
及び社会体育施設の指定管理（SANスポーツマネジメント加東）。
◎社公民館：同館と明治館の適切な維持管理、運営。
◎滝野公民館：同館とさんあいセンター及び地域交流センターの適切な維持管理、運営。
◎東条公民館：同館とコミュニティセンター東条会館及び東条西ふれあい館の適切な維持管理、運営。
◎文化財係：文化財の保存と活用、埋蔵文化財の調査、加古川流域滝野歴史民俗資料館及び三草藩武家屋敷旧尾崎家の適切な維持管理、運営。

令和6年度実績（主な事業概要）

単位：円

事業	業	実施内容	備考	決算額
1 青少年健全育成事業 子どもたちが、自立して力強く生き抜く力「人間力」の育成をめざして、野外活動や創作活動、文化活動などの体験学習の機会を提供した。		①小学生チャレンジクール	・伝統文化（茶道、生花、鯉のぼりづくり） ・福祉体験（パラスポーツ）・創作体験（工作、料理） ・野外活動（ゴルフ、デイキャンプ、防災体験等）	780,329
		②学校・家庭・地域の連携協力推進事業（地域子ども教室）	・各小学校区及び義務教育学校区全8教室	4,950,866
		③あったか加東伝の助かるた大会		120,292
		④青少年活動に係る助成	・子ども会育成連絡協議会補助 ・ボーイスカウト補助	1,430,000
		⑤地域学校協働本部事業（地域学校協働活動推進員の配置含む）	・地域と学校が相互にパートナーとして行う活動の地域側の活動主体として、地域学校協働本部を設置し、地域学校協働活動推進員のコーディネートによる地域と学校の双方の「連携・協働」活動	510,214
2 成人式事業		二十歳の集い	・実行委員会形式	1,503,633
3 成人学習事業 成人の各世代を対象に、それぞれに楽しみや生きがいを見いだせる、また、活気あふれる社会生活が送れるよう学習機会や場を提供した。		①高齢者大学	・合同講座 ・教養講座 ・スキルアップ講座 ・館外研修	868,849

	②成人学習事業	・文学講座 ・幸せを創る料理教室等	291,165
	③社会教育等団体の育成・支援	・連合婦人会補助 ・連合PTA補助	1,330,000
	①公募美術展	・日本画、洋画、彫刻・工芸、書、写真の5部門	1,823,014
4 芸術・文化活動の振興 芸術・文化活動に係る発表の場や機会を提供するとともに、芸術・文化団体の活動を積極的に支援した。	②ギャラリー活用事業	・和心書道展 ・故榎倉香邨氏の書道作品特別展	242,960
	③文化振興団体等への助成	・美術協会補助 ・播州音頭保存会補助 ・文化連盟補助	1,757,000
	④文化振興事業	・文化事業開催委託	31,282,000
5 文化財保護の推進と活用 文化財の保護及び伝承を図るとともに、市民の貴重な加東市の文化財の活用・広報に努めた。	①文化財保護対策事業	・後継者育成事業 ・防火設備管理事業 等	2,638,791
	②埋蔵文化財調査事業	・個人住宅開発等に伴う試掘調査	263,660
	①体力や年齢に応じたスポーツの場と機会の提供	・ふれあい球技大会 - 卓球、ペタング、ゲートボール、グラウンドゴルフ、パークゴルフ	298,910
6 生涯スポーツの普及・振興		・加東伝の助マラソン大会	4,440,000
	②スポーツを通じた地域コミュニケーションづくり	・地区親善ソフトボール大会 ・地区親善バレーボール大会	177,569
	③生涯スポーツ振興のための基盤づくり	・生涯スポーツ研修会 - ニュースポーツ体験会、わくわくウォーキングの開催 ・三草山登山	298,405
	④各種スポーツ団体、サークル等への活動支援	・スポーツ協会（種目協会）補助 ・スポーツ協会特別補助 等	3,275,000

7 各施設の維持管理	①社・滝野・東条公民館の維持管理	・ 3 公民館維持管理 ・ 滝野公民館空調・LED 照明改修工事 等	73, 755, 592
	②加古川流域滝野歴史民俗資料館・三草藩武家敷旧尾崎家の維持管理	・ 加古川流域滝野歴史民俗資料館維持管理 ・ 三草藩武家敷旧尾崎家維持管理	2, 365, 577
	③明治館・コミュニティセンター東条会館・さんあいセンターの維持管理	・ 明治館維持管理 ・ コミュニティセンター東条会館維持管理 ・ さんあいセンター維持管理	6, 774, 207
	④地域交流センターの維持管理	・ 地域交流センター維持管理 ・ 屋上防水・外壁・内装・LED 照明改修工事 等	120, 716, 744
	⑤東条西ふれあい館の維持管理	・ 東条西ふれあい館維持管理	768, 392
	⑥文化会館の維持管理	・ 2 館指定管理委託料 ・ やしろ国際学習塾受変電設備・ケーブル更新改修工事 等	87, 718, 300
	⑦体育施設の維持管理	・ 1 4 施設指定管理委託料 等	80, 231, 527

令和6年度 加東市教育委員会 教育振興部中央図書館 決算概要

図書館は「人にやさしく、暮らしに役立つ図書館」を念頭に置き、貸出を中心とした資料提供を展開し、人口規模別の統計で19年連続貸出密度日本一（令和5年度実績）を達成しました。

1. 図書館運営事業 2,108,579円

- ・3図書館の適正な運営、職員の研修会等への参加、資料搬送業務の委託、市民の意見を図書館運営に反映させるための図書館協議会の開催など、図書館運営の向上を図りました。
- ・市内7小学校、1中学校及び1義務教育学校（前期課程及び後期課程）へ図書館から本を届ける「おとどけ図書館」を学校の要望も取り入れながら行いました。
- ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョンにより、3市1町の図書館間で図書等の相互利用の強化を図るとともに、返却本の預かりサービスにより利用者の利便性の向上を図りました。
- ・図書館への来館利用が困難な市民に向けて「図書館資料宅配サービス」を行い、読書バリアフリーを進めました。

2. 図書館充実事業 28,742,626円

- ・図書館システムの維持管理を行い、図書検索画面に書影を表示できるようにしたこと、さらなる利用の拡大を図りました。
- ・法改正に伴い、マイナンバーカードを「とよかんカード」として適正に使用するための端末を各館に導入しました。【新規】
- ・資料提供の充実のため、新刊図書やリクエスト図書、雑誌、新聞、CD、官報の購入を行い、市民の生活を豊かにする魅力のある蔵書の維持に努めました。
- ・郷土資料の修繕と将来を見据えた電子データの作成を行いました。

3. 図書館主催事業 1, 0 1 3, 2 5 8 円
- ・子どもに図書館に親しみを持ってもらい、読書のきっかけとするため、小学生の図書館体験として「おでかけ図書館」を実施しました。
 - ・読書活動推進事業として、利用者参加型の催し等を実施し、図書館利用の促進を図りました。
 - ・健康課と連携して、全ての赤ちゃんと保護者へ本と親しむきっかけを提供し、読書の習慣化及び図書館利用を推進するため、はじめてでであう絵本事業に絵本等の配布を加え、令和6年4月生まれの赤ちゃんから「ブックスタート事業」を始めました。【新規】
 - ・人権協働課と連携し、「人権絵本の読み聞かせ」を行い、人権学習に協力しました。
4. 中央図書館施設維持管理事業 3 7, 6 4 4, 9 4 9 円
- ・中央図書館施設の適正な維持管理に努めました。
 - ・2階書庫床の改修工事を行いました。【新規】
5. 滝野図書館施設維持管理事業 2 8, 4 3 4, 4 1 4 円
- ・滝野図書館施設の適正な維持管理に努めました。
 - ・1階屋上防水他改修工事を行いました。【新規】
6. 東条図書館施設維持管理事業 6, 5 5 4, 7 1 3 円
- ・東条図書館施設の適正な維持管理に努めました。
 - ・カーテンウォール外部他改修工事を行いました。【新規】

令和6年度 加東市教育委員会 こども未来部小中一貫教育推進室 決算概要

■教育指導事業 2,558,090円

ふるさと学習「かとう学」副読本の増刷を行い、加東市のひと・もの・ことから学ぶ、ふるさとと学習を推進した。また、令和8年度のふるさと学習「かとう学」副読本改訂に向け、教職員からなるふるさと学習「かとう学」改訂委員会を立ち上げ、取材、執筆作業を進めた。

■社地域小中一貫校整備事業 2,890,760,637円

加東市社地域小中一貫校開校準備委員会を開催するとともに、社地域小中一貫校建設工事や社中学校校舎長寿命化改修工事、備品購入、環境整備など、開校に向けた事業を推進し、令和7年4月に社学園小中学校を開校した。

■滝野地域小中一貫校整備事業 451,873,630円

加東市滝野地域小中一貫校開校準備委員会を開催するとともに、滝野地域小中一貫校実施設計業務を完了し、先行造成工事に着手するなど、開校に向けた事業を推進した。

令和6年度 加東市教育委員会 こども未来部学校教育課 決算概要

- 1 児童・生徒の考える力を高める授業実践事業 192,000 円
 - ・児童生徒の考える力・活用する力の向上を図る授業づくりを進めるため、各学校の研究テーマに応じて合計6名（全8回）の講師を招聘し、授業研究及び校内研修を実施することで教職員の実践的な指導力を向上させた。
- 2 多文化共生推進事業 2,632,153 円
 - ・外国人児童生徒の生活適応や学習支援、心の安定を図るため、多文化共生サポーターを学校に派遣し、対象児童生徒9名に771時間の支援を行った。更に、多言語相談員を計19回派遣し、こども日本語支援員を58時間派遣した。
- 3 プロから学ぶ「かとう夢授業」事業 4,911,001 円
 - ・小学校理科では、おもしろ理科実験、移動プラネタリウム等を小学4年生～6年生を中心に実施し、757名の児童が理科の魅力を体験した。また、親子サイエンス教室には28組の参加があり、天体望遠鏡の組み立てと天体観測を楽しんだ。さらに、図画工作では、小学5年生300名が色の美しさを学んだ。中学校では、バスケットボール、バレーボール、野球、ソフトテニス、スポーツトレーニングの分野で延べ522名が参加し、プロの方から学ぶことによって、技術の向上や夢に向かう意欲を育くむことができた。
- 4 学習支援員派遣事業 6,461,570 円
 - ・学習上のつまずきの解消や学習意欲の向上、児童生徒の心の安定を図るため、学習支援員を全学校に配置し、学習指導補助を行った。学習支援員51名で5,849時間の支援を行った。
- 5 放課後補充学習推進事業 702,075 円
 - ・「ひょうごがんばり学びタイム」事業（県教委）を活用し、教員免許保有者の指導員を配置した放課後学習の場を開設して、困った時に質問ができる環境と集中して学習に取り組める場所を提供した。全学校において275回実施し、延べ4,614名の児童生徒が放課後の自主学習に取り組んだ。
- 6 加東スタディライフ実施事業 521,000 円
 - ・夏・冬の長期休業期間中に、児童生徒の学習意欲の向上・学習習慣の定着を図るため、全学校に自主学習室を開設した。延べ30名の指導員を配置し、267名の児童生徒が参加した。また、社高校生徒も指導ボランティアとして、延べ6名の生徒が小学生の指導の手伝いを行った。
- 7 スクールロイヤール配置事業 715,000 円
 - ・社会情勢の変化に伴う課題及び保護者等への対応について、学校が弁護士に相談できる体制を整えることで諸問題の重篤化を防ぐとともに、保護者対応に教職員の多大な時間を要さず、子どもと向き合う時間を確保しました。
- 8 学習検定チャレンジ事業 1,249,300 円
 - ・「漢検」、「算検」を夏と冬に各1回ずつ実施し、「漢検」で320名、「算検」で230名が受検した。学年相当以上の級を受検したのは、「漢検」で15名、「算検」で7名あった。得意分野で検定に挑戦することで、学習意欲を高めることができた。

- 9 学力向上推進事業 2,091,420 円
 - ・児童生徒の学力向上を図るため、学力向上プロジェクト委員会を開催した。小中一貫教育の視点を踏まえて、各学校独自の課題と改善点を社、滝野、東条の地域ごと小中学校合同で検討し、重点をおく指導内容を協議したうえで、各学校の指導に生かした。更に、学習上のつまずきを把握し、個に応じた学習支援の充実を図るため、小学3年生から中学2年生を対象に国語・算数の学力調査及び意識調査を実施し、結果を検証することで、授業改善に取り組んだ。
- 10 児童生徒の理解促進事業 1,546,600 円
 - ・h y p e r - Q U デストを2回実施し、学級集団の状態を客観的に把握した。その検査結果を元に事例検討会を行うことで、組織的な児童生徒理解に基づく、学級集団づくりを進めた。また、要支援児童生徒の早期発見、早期対応につなげることができた。
- 11 教育課題チャレンジ事業 400,000 円
 - ・教職員が自主的に教育課題に取り組むことで、実践的指導力の向上を図るとともに新たな教育実践の開発を促すことを目的に、4グループがそれぞれの課題に取り組んだ。加えて、その成果を市内で共有することができた。
- 12 子どもの体力向上推進事業 907,970 円
 - ・全学年で体力デストを実施し、「加東市子どもの体力向上推進委員会」においてデータ分析を行い、義務教育9年間を通じた中長期的な体力向上の取り組みに向けて協議した。また、P.E.マスタースとして、県立杜高校生を小学校・義務教育学校前期課程へ派遣し、授業支援や実技支援を行うことで、運動習慣の定着及び体力の向上を図った。
- 13 I C T 教育推進事業 23,030,470 円
 - ・児童生徒の情報活用能力の育成や教員の I C T 活用指導力の向上を図るため、各学校へ I C T 支援員を週1～2回、延べ582回派遣するとともに、教員研修を実施した。また、教育用 pepper を小学校・義務教育学校へ貸し出し、プログラミング教育を行うとともに、採点システムを導入・活用することで、教員の業務改善を図った。
- 14 スクールソーシャルワーカー配置事業 6,061,436 円
 - ・児童生徒が置かれた生活環境等の改善を図るため、各中学校を拠点校に週2～3日配置し、福祉関係機関との連携や学校内におけるチーム体制の強化を図るとともに、保護者等への支援を行った。派遣回数253回、年間2,480件の相談対応及び家庭支援を行った。
- 15 語学（英語）指導員派遣事業 38,656,151 円
 - ・児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、A L T を配置（直接契約2名、委託契約5名）した。また、生徒の英語力及び学習意欲の向上を目的として、実用英語技能検定（英検）検定料を助成（1人年1回）するとともに、加東市独自の「かとう英語ライセンス検定」を中学生対象に実施した。更に、A L T と身近な話題で日常的な英会話を体験する「わくわく英語村」を3日実施した。
- 16 部活動指導員配置・外部指導者派遣事業 6,897,002 円
 - ・部活動の活性化と生徒の技能の向上を図るため、中学校の部活動に18名の部活動指導員を配置、2名の外部指導者を派遣した。また、部活動の地域展開に向けて、部活動あり方検討委員会を2回開催した。

- 17 小学校外国語教育推進事業 1,231,900 円
・英語の音声と文字をつなぐ指導（ジョリーフォニックス）を小学校・義務教育学校前期課程で推進するため、研修を2回実施した。小中学校の英語教育の円滑な接続を図るため、GTEC Junior を小学校6年生を対象に実施した。
- 18 スクール・サポート・スタッフ配置事業 18,482,382 円
・教員が本来の業務に集中し、児童生徒と向き合う時間を確保するため、教員の事務的業務や感染予防対策のための業務を担うスクール・サポート・スタッフを、全学校に配置した。
- 19 不登校対策事業 1,207,634 円
・社小学校、社中学校に加え、滝野東小学校、滝野中学校を新たに不登校支援研究推進校に指定し、兵庫教育大学より専任講師を21回招聘し助言を受けることで児童生徒、保護者との関係を深めることができた。更に、全小学5年生に「勇者の旅」プログラムを実施し、不安のコントロールを支援した。また、教育支援センター3教室の運営を継続し、子どもの不安に向き合う支援を行い、保護者にはスクールカウンセラーによる相談活動を適時行うことで支援の充実を図った。結果、学校への完全復帰1名、部分復帰11名につながった。
- 20 小学校体験活動事業 7,477,738 円
・小学校3年生を対象に、命の営みやつながり・大切さを学ぶとともに、子どもたちにもふるさと意識を育むため、自然観察や栽培・飼育などの体験型環境学習を実施した。また、小学校5年生を対象に、自分で考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力や、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育むなど、「生きる力」を育成するため、自然学校を実施した。
- 21 人権教育事業 1,296,461 円
・小中学校及び義務教育学校の5年生以上を対象に人権教育講演会を開催し、人権意識の高揚を図った。
・主に経験年数15年未満の教職員を対象とした人権スキルアップ講座を実施した。12名の教職員が参加し、教職員の人権意識の高揚と人権教育の指導に係る学びを深めた。
- 22 青少年センター運営事業 2,151,035 円
・加東市青少年補導委員（70名）は個別のながら見守り活動中心の補導を実施した。また、関係機関との行動連携を強化するとともに、広報紙等の発行による啓発活動を通し、青少年の健全育成に努めた。

令和6年度 加東市教育委員会 こども未来部発達サポートセンター 決算概要

インクルーシブ教育事業 7,032,291円

1 相談事業 3,375,059円

支援が必要な方がその人らしく生活できることを目指し、発達相談等を通して、適切な関わり方等について助言しました。また、子どもの発達について、気になることや悩みのある保護者が気軽に相談できる場を提供することで、早期の療育に繋がるよう取り組みました。

2 療育事業 230,327円

支援が必要な子どもの早期発見に努め、集団生活等に必要な能力を身に付けるための療育を早期に行うことで、子どもが良好な対人スキルを身につけることができるよう支援しました。

3 巡回相談事業 421,958円

園や学校への巡回相談や専門家による教育相談等を実施し、合理的配慮や個別の関わり、授業等の工夫の仕方について指導・助言を行いました。また、サポートファイルの重要性についても周知し、活用を推進するとともに、作成に関する助言を行いました。

4 研修・啓発事業 379,405円

発達の特徴や支援が必要な子どもへの関わり方、効果的な支援方法等、発達障害への理解を深めるため、教育関係者や福祉従事者、市民等、対象者別に研修を実施しました。

5 発達サポートセンター運営事業 2,625,542円

発達サポートセンターの円滑な運営を行うとともに、職員の知識・技能の向上に努めました。

令和6年度 加東市教育委員会 こども未来部こども教育課 決算概要

1 放課後児童健全育成事業：109,267,686円

全小学校区（8か所）のアフタースクールにおいて、児童に適切な遊びと生活の場を提供することで、児童の健全育成や保護者の仕事と子育ての両立を支援した。また、東条地域アフタースクールについては、より一層効率的な運営を行うため、令和6年4月からコミュニティセンター東条会館1か所での運営を開始した。

【各月延べ利用者数：5,310人】

2 アフタースクール施設整備事業：438,540,389円

小中一貫校単位で運営するため、令和7年4月からの社地域アフタースクール運営開始に向けた専用施設の建設工事が完了し、施設で必要な備品を購入した。また、令和10年4月運営開始予定の滝野地域アフタースクールについては、実施設計が完了した。

3 重層的支援体制整備事業：53,805,731円

社児童館「やしろこどものいえ」、滝野児童館（きらら）、東条鯉こいランドにおいて地域子育て支援拠点事業を実施し、子育て中の親子を対象に、交流の場の提供と子育て等に関する相談及び援助を行うほか、各種講座の開催や親子のサークル活動等を支援するとともに、新たにオンライン申請での受付やインスタグラムで情報を発信するなど、子育て中の親子が参加しやすい環境づくりに取り組んだ。また、兵庫教育大学子育て支援ルーム かとうGENKiに地域子育て支援拠点を委託し、地域の子育て支援機能の充実に図ること、子どもの健やかな育ちを支援した。

社児童館「やしろこどものいえ」、東条鯉こいランドにおいて利用者支援事業を実施し、適切な施設・事業が利用できるよう支援するとともに、子育て家庭や妊産婦の身近な場所で相談や情報提供、助言し、子育ての孤立化や子育てに関する不安感、負担感の軽減を図った。

【児童館等来館者数：67,899人】

4 公立こども園等運営事業：70,696,755円

公立認定こども園及び保育所（加東みらいこども園、米田こども園、鴨川保育園）において、通常保育及び特別保育事業（延長保育・一時預かり・休日保育・障害児等保育）を実施し、良質な就学前教育・保育を提供することができた。令和6年4月から公立認定こども園及び保育所において、新たに3歳児以上にも主食を提供し、保育サービスの充実及び保護者の負担軽減を図った。また、定期的な更新による外壁木部塗装改修工事のほか、令和7年4月の社地域小中一貫校の開校に合わせた公立園統合に向けて、加東みらいこども園のトイレ改修工事や、園児数増員により保育に必要な備品を購入した。

【加東みらいこども園：230人（定員250人） 米田こども園：44人（定員60人） 鴨川保育園：11人（定員20人）

【令和7年3月1日現在入所児童数】

5 児童館運営事業：9, 178, 658円

児童の健全育成に関する総合的な機能を有する施設として、社児童館「やしろこどものいえ」及び滝野児童館（きらら）を適正に管理するとともに、滝野児童館（きらら）の空調・LED照明等の改修工事を行うための契約を締結した。

6 保育所運営事業：1, 614, 452, 260円

幼児教育・保育の充実及び施設の健全運営を支援するため、私立保育所等へ施設型給付に係る交付金を給付するとともに、障害児等保育、園外活動に対する助成を行い、幼児教育・保育の充実及び施設の健全運営を支援した。また、県のモデル事業を活用して、市内私立保育所等3園に子育て支援カウンセラーを配置し、保育所等における相談体制を強化するほか、市内私立保育所等に就職する保育士等に対し補助金を交付し、人材確保及び保育の質の向上を図った。

幼児教育・保育の無償化による施設型給付幼稚園と認定こども園の預かり保育、私学助成幼稚園等の教育・預かり保育及び認可外保育施設等の利用料に対し「子育てのための施設等利用給付」や、一定の条件を満たす世帯の子どもに係る実費徴収額の一部を補助するなど、保育サービスの充実と子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図った。

【委託費・施設型給付費の支払先 市内12施設・市外44施設】

【延長保育：5施設 一時預かり：10施設 実費徴収：10人】

【教育無償化保育料軽減事業：支給人数：81人】

【保育料軽減事業：支給人数：86人】

令和7年度加東市一般会計補正予算（第3号）の概要

1 歳入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
				区分	金額	
民生費国庫補助金	32,152	1,221	33,373	保育対策総合支援事業費補助金	1,221	基準額の変更に伴う保育対策総合支援事業費補助金の増

2 歳出

(単位 千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	中事業		補正概要
				区分	金額	
保育所運営事業	62,762	73,546	136,308	保育所運営事業（臨時政策費）	73,546	・認可外保育施設の入所者数確定による保育施設保育事業補助金の減 ・保育対策総合支援事業費補助金に係る補助基準額の増額に伴う小規模保育整備事業補助金の増 ・私立園での保育士の加算配置がとれていなかったことなどによる過年度精算に伴う国・県支出金返納金の増
	12,848	1,628	14,476	教育無償化保育料軽減事業	1,628	預かり保育の利用者数確定による過年度精算に伴う国・県支出金返納金の増
教育指導事業	2,470	1,564	4,034	プロから学ぶ「かとう夢授業」事業	1,564	「かとう夢授業plus」の実施に伴う講師派遣に係る費用の増
学校給食材料購入事業	181,374	13,077	194,451	学校給食材料購入事業	13,077	令和7年度精米購入費の不足による増

附属機関等委員の委嘱及び解嘱について

下記附属機関等の委員の委嘱及び解嘱について、次のとおり報告します。

令和7年8月28日提出

加東市教育長 藤 原 路 寛

記

加東市青少年センター運営協議会委員

解嘱日：令和7年8月3日

職 名	氏 名	所 属 等
加東警察署刑事生活安全課長	万代 昌樹	加東警察署

任期：令和7年8月4日～令和8年3月31日

職 名	氏 名	所 属 等
加東警察署刑事生活安全課長	河島 政典	加東警察署

加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（要旨）

1 制定理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、市町村は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めなければならないことから、令和7年1月14日に公布された乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に基づき、条例を制定するものである。

2 制定内容

(1) 最低基準、一般原則、安全計画の策定、虐待等の防止、秘密保持、苦情対応等に関すること。（第2条～第19条関係）

(2) 乳児等通園支援事業の区分に関すること。（第20条関係）

乳児等通園支援事業を次のとおり区分する。

ア 一般型乳児等通園支援事業

保育所等の本体とは別に定員を設け、専従職員を配置して実施する事業

イ 余裕活用型乳児等通園支援事業

保育所等の本体の利用定員に余裕がある場合に、利用定員の範囲内で実施する事業

(3) 一般型乳児等通園支援事業の基準に関すること。（第21条～第24条関係）

ア 設備（面積のみ抜粋）

- ・満2歳に満たない乳幼児を保育する乳児室 乳幼児1人につき 1. 65㎡以上
- ・満2歳に満たない乳幼児を保育するほふく室 乳幼児1人につき 3. 3㎡以上
- ・満2歳以上の幼児を保育する保育室又は遊戯室 幼児1人につき 1. 98㎡以上

イ 職員

- ・資格は、保育士又は市長が行う研修を修了した者とする。
- ・職員数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、1事業所につき2人を下回らないこととする。
- ・職員は専従とするが、保育所等と一体的に運営する場合は、専従職員を1人としてすることができる。

(4) 余裕活用型乳児等通園支援事業の基準に関すること。（第25条及び第26条関係）

保育所、認定こども園及び家庭的保育事業所の各施設に係る設備及び運営に関する基準によるものとする。

3 施行期日 公布の日

第 号議案

加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和7年9月 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びに保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

7 乳児等通園支援事業者は、加東市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年加東市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の

変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じて当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が１以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
２階	常用	１ 屋内階段 ２ 屋外階段
	避難用	１ 建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２ 待避上有効なバルコニー ３ 建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ４ 屋外階段
３階	常用	１ 建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２ 屋外階段
	避難用	１ 建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２ 建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ３ 屋外階段
４階以上の階	常用	１ 建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２ 建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	１ 建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第１０号を満たすものとする。 ２ 建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	----------------------------------

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（一般型乳児等通園支援事業所の職員）

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事

業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が３人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第２３条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第２４条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準）

第２５条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める兵庫県又は市の条例による。

- (1) 保育所 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成２４年兵庫県条例第４号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 認定こども園 認定こども園の認可等に関する条例（平成１８年兵庫県条例第６３号）
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年加東市条例第２０号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第２６条 第２３条及び第２４条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第２３条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第２４条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類する行為のうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

加東市教育委員会 後援名義使用許可事業一覧表

(対象期間 R7.7.16～R7.8.15)

文書 番号	許可日	決 定	開催期間	事業名	団体名
310	R7.7.28	許 可	R7.11.15	上田桑鳩顕彰 第10回兵庫東条書道展	兵庫東条上田桑鳩顕彰会
312	R7.7.28	許 可	R7.12.14	滝野シンフォニックバンド クリスマスコンサート (吹奏楽)	滝野シンフォニックバンド
314	R7.7.24	許 可	R8.1.25	第43回 東はりま芸能祭	東播磨文化団体連合会
316	R7.7.25	許 可	R7.9.7 ～ R7.10.25	①パチパチ弾けるコーヒーづくり、②木で作るキーホルダー、③自分だけの映えドリンクづくり、④守り 抜け！ガチしっぽ取り、⑤ふわふわアツアツ！超本格 肉まんづくり、⑥キラキラゼリーづくり	一般社団法人 1 P O M E
322	R7.8.1	許 可	R7.12.14	第27回北はりま第九公演	北はりま第九合唱団
332	R7.8.1	許 可	R7.9.28	三田ラグビーフェスティバル	三田ラグビークラブジュニア
336	R7.8.5	許 可	R7.8.5	U S F スポーツフェスティバル in 加東	シンコースポーツ兵庫株式会社

許 可	7
不許可	0
取 消	0
申請件数合計	7

令和7年度 図書館の利用状況（2025年6月末現在）

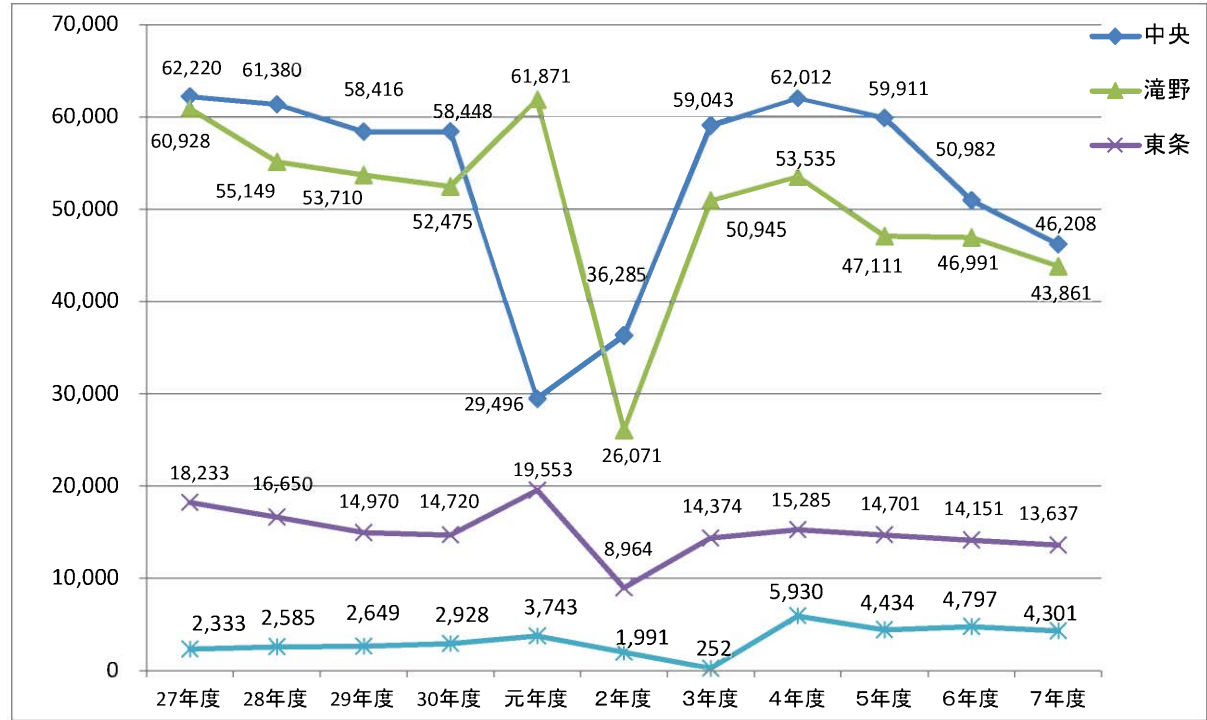
■6月の利用状況

館 名	登録者数	利用者数			予約件数	貸出点数			開館日数
		6年度	7年度	増減比		6年度	7年度	増減比	
中央	134	3,423	3,252	-5.0%	540	18,004	15,867	-11.9%	25
滝野	96	2,699	2,484	-8.0%	441	16,409	14,951	-8.9%	26
東条	42	804	800	-0.5%	198	4,918	4,798	-2.4%	26
ウェブ		1,851	1,848	-0.2%	3,011	1,851	1,848	-0.2%	
合計	272	8,777	8,384	-4.5%	4,190	41,182	37,464	-9.0%	

■4月～6月の利用状況

館 名	登録者数	利用者数			予約件数	貸出点数			開館日数
		6年度	7年度	増減比		6年度	7年度	増減比	
中央	217	9,590	9,075	-5.4%	1,609	50,982	46,208	-9.4%	74
滝野	130	7,598	7,075	-6.9%	1,305	46,991	43,861	-6.7%	74
東条	57	2,237	2,288	2.3%	538	14,151	13,637	-3.6%	74
ウェブ		4,797	4,301	-10.3%	8,528	4,797	4,301	-10.3%	
合計	404	24,222	22,739	-6.1%	11,980	116,921	108,007	-7.6%	

■4月～6月の年度別貸出冊数グラフ



令和7年度 図書館の利用状況（2025年7月末現在）

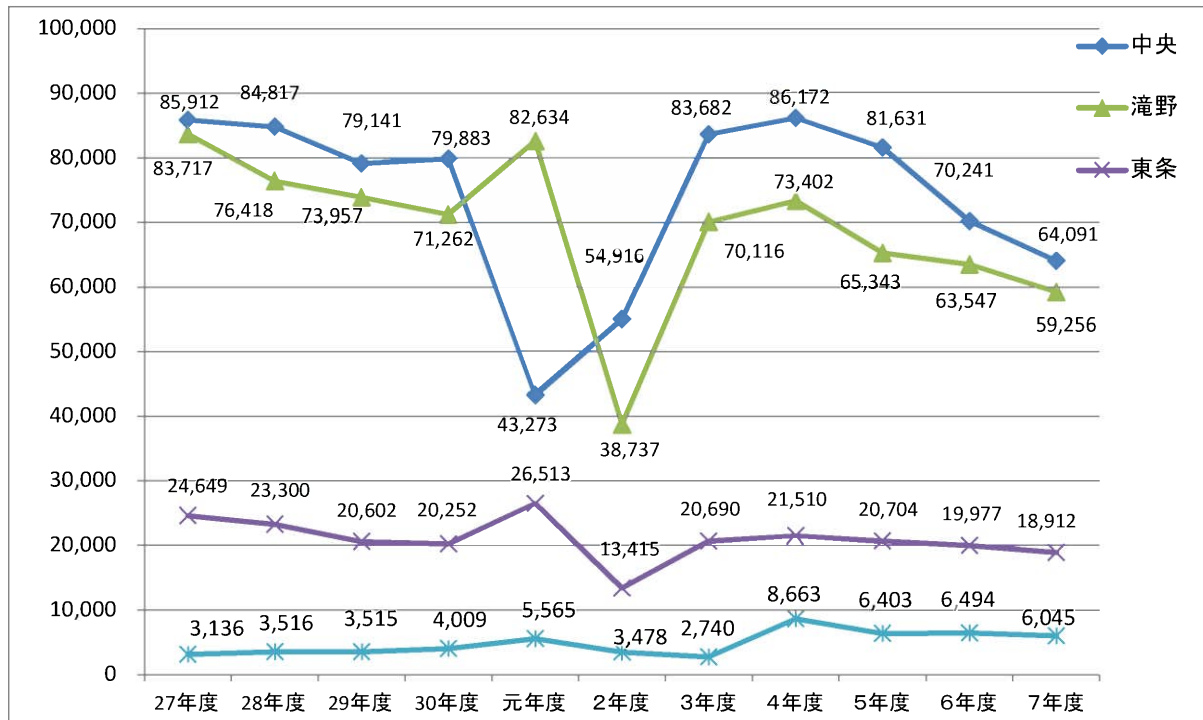
■7月の利用状況

館 名	登録者数	利用者数			予約件数	貸出点数			開館日数
		6年度	7年度	増減比		6年度	7年度	増減比	
中央	44	3,705	3,564	-3.8%	593	19,259	17,883	-7.1%	27
滝野	37	2,716	2,700	-0.6%	418	16,556	15,395	-7.0%	25
東条	13	896	972	8.5%	230	5,826	5,275	-9.5%	25
ウェブ		1,697	1,744	2.8%	3,297	1,697	1,744	2.8%	
合計	94	9,014	8,980	-0.4%	4,538	43,338	40,297	-7.0%	

■4月～7月の利用状況

館 名	登録者数	利用者数			予約件数	貸出点数			開館日数
		6年度	7年度	増減比		6年度	7年度	増減比	
中央	261	13,295	12,639	-4.9%	2,202	70,241	64,091	-8.8%	101
滝野	167	10,314	9,775	-5.2%	1,723	63,547	59,256	-6.8%	99
東条	70	3,133	3,260	4.1%	768	19,977	18,912	-5.3%	99
ウェブ		6,494	6,045	-6.9%	11,825	6,494	6,045	-6.9%	
合計	498	33,236	31,719	-4.6%	16,518	160,259	148,304	-7.5%	

■4月～7月の年度別貸出冊数グラフ



かとうのこんだて

加東市教育委員会
加東市学校給食センター
TEL(0795) 42-0074
FAX(0795) 42-5591

「子育てしやすいまち加東」
加東市立小中学校、義務教育学校に通学するすべての児童生徒の給食費を無償としています。



9月の給食のテーマ
旬の野菜パワーで
元気に過ごそう

日	主食	牛乳	こんだてめい	赤のなかま おもに体をつくるものになる	黄のなかま おもにエネルギーのもとになる	緑のなかま 体の調子をとのえる	栄養摂取量 () 内は中学生		
							1人1日 kcal	たん白質 g	
1月	ごはん	○	ばちじる さわらのみそたれかけ こうやどうふのもの	ぎゅうにゅう あぶらあげ さわら、みそ こうやどうふ、とりにく	ごはん そうめんばち さとう、でんぶん	にんじん、たまねぎ えのき、ねぎ さやいんげん、ほししいたけ	590 (752)	27.6 (34.0)	
2火	もちむぎ ごはん	○	なつやさいカレー だいのフレンチサラダ ワインゼリー	ぎゅうにゅう ぶたにく だいず、まぐろあぶらづけ	もちむぎごはん じゃがいも あぶら、さとう ワインゼリー	たまねぎ、かぼちゃ、なす ズッキーニ、スイートコーン ピーマン、トマト、にんにく きゅうり	647 (821)	23.0 (28.4)	
3水	パン	○	ミルクコーヒー ポトフ チキンナゲット 2こ チリコンカン	ぎゅうにゅう ミニウインナー チキンナゲット ぶたにく、だいず	コッペパン ミルクコーヒー じゃがいも、オリーブあぶら あぶら、さとう、でんぶん	にんじん、たまねぎ、キャベツ スイートコーン、パセリ しょうが、にんにく、ダイストマト	671 (839)	32.8 (40.5)	
4木	げんりょう ごはん	○	しょうゆラーメン はるまき ぶたにくとやさいの ちゅうかいいため	ぎゅうにゅう はるまき ぶたにく	ごはん ちゅうかめん あぶら、でんぶん、ごまあぶら	もやし、キャベツ たまねぎ、ねぎ こまつな、しめじ、にんじん	617 (813)	20.2 (25.5)	
5金	ごもく ごはん	○	かぼちゃのみそしる さばのしおやき じゃがいものいそかいいため	ぎゅうにゅう かまぼこ、あぶらあげ、みそ さば あおりのこ	ごもくごはん じゃがいも、あぶら	にんじん、かぼちゃ たまねぎ、ねぎ	645 (823)	23.5 (29.0)	
8月	ごはん	○	にくだんごスープ ヤンニョムチキン 小2こ 中3こ キムチいため	ぎゅうにゅう にくだんご、とりにく、ぶたにく	ごはん はるさめ でんぶん、あぶら、さとう、ごま ごまあぶら	にんじん、たまねぎ もやし、ねぎ にんにく はくさいキムチ、キャベツ、にら	659 (854)	31.1 (40.4)	
9火	ごはん	○	とうがんとぶたにくのいために ニシンのやくみじょうゆかけ さんしよくのおかがあえ おさかなふりかけ スパゲティタトウイユ	ぎゅうにゅう ぶたにく、あつあげ にしん かつおぶし、おさかなふりかけ	ごはん さとう、ごまあぶら、でんぶん ごま	こんにゃく、とうがん、にんじん たまねぎ、ほししいたけ、しょうが にんにく、ねぎ、ゆず ブロッコリー、スイートコーン	639 (792)	28.7 (33.4)	
10水	げんりょう パン	○	チキンウインナーのケチャップかけ 小2個 中1個 かとうさんのももジャム	ぎゅうにゅう ベーコン、チキンウインナー	コッペパン スパゲティ、オリーブあぶら さとう、でんぶん かとうさんのももジャム	ズッキーニ、たまねぎ、なす マッシュルーム、トマト ピーマン、トマトビュレ	607 (787)	24.5 (32.3)	
11木	ごはん	○	なつやさいいりみそしる ポテトとおこめのチキンカツ きんぴらだいず	ぎゅうにゅう あぶらあげ、みそ チキンカツ、ぶたにく、だいず	ごはん あぶら ごま、さとう、ごまあぶら	なす、かぼちゃ、にんじん たまねぎ、オクラ、ねぎ こんにゃく、ごぼう	615 (761)	21.2 (24.6)	
12金	ごはん	○	ハヤシライス ポテトサラダのマヨあえ キャンディチーズ 2こ	ぎゅうにゅう ぶたにく おさかなソーセージ キャンディチーズ	ごはん じゃがいも ノンエッグマヨネーズ	たまねぎ、にんじん マッシュルーム、にんにく きゅうり、キャベツ	640 (811)	20.3 (24.1)	
マークの日は、かみかみメニューの日です。マークの日はスプーンがあります。 ※太字の食品は、加東市産・兵庫県産を使用する予定です。 ※物資等の都合により、献立を変更する場合があります。							今月の平均栄養価	629 (797)	25.1 (30.9)

夏休みが終わり、2学期が始まりました。9月もまだまだ暑く、食欲が落ちやすい季節です。体のほてりをしずめてくれる夏野菜など旬の野菜パワーをもらい、2学期も元気に過ごしましょう。

9月のかみかみメニュー
9日(火) ニシンの薬味醬油かけ
11日(木) きんぴら大豆
22日(月) 秋刀魚の磯辺揚げ
26日(金) きびなごのサクサクフライ
30日(火) 根菜のごま酢サラダ



敬老の日



いつも
ありがとう

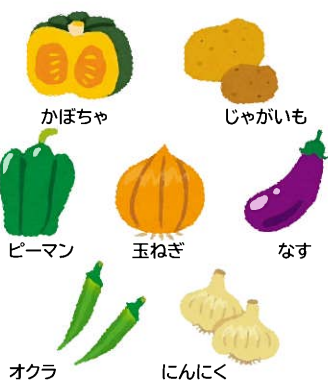
9月10日(水)

加東市産のももジャム

加東市で収穫されたやしろのももを使い、JAみのりやしろ加工部会の皆さんがつくってくださった加東市産のももジャムです。



9月の加東市産食材



9月1日は防災の日

9月1日は、1923(大正12)年に関東大地震が起きた日で、現在は「防災の日」です。災害はいつ起こるか分かりません。家族で防災や避難時の生活について話し合い、災害に対する備えを万全にしておきましょう。

何から始める？災害への備え ～まずは作ってみよう～

災害時に有効なのがポリ袋(高密度ポリエチレン袋)を使う湯せん調理です。特別な調理器具を必要とせず、ごはんを炊いたり、スープや煮物を作ることができます。もしもに備えて親子で作ってみませんか？



【作り方】

- ①ポリ袋を3重にし、無洗米と水を入れて30分以上ひたす。(小分けにするのがコツ！一緒に缶詰のコーンやさつまいもの角切りなどを入れるのもおすすめです。)
- ②ポリ袋が直接鍋底に当たらないよう、沸騰した鍋に皿かザルを沈めて敷き、口を結んだ①を入れて15分ほど煮る。
- ③鍋の火を止め、15分余熱で加熱する。その後、鍋からポリ袋を取り出し、容器に移して5分間蒸らす。
※ポリ袋のままいただければ、食器を汚さずに済みます。

災害時の健康を守るポイント



おなかがすかない、のどがかわかない...と感じていても、体力を保つため、規則的に食事と水分をとりましょう。



混雑が予想される避難所のトイレには、時間を決めて早めに行くようにしましょう。携帯用トイレも有効です。



避難所や車中泊では、慣れない不安な環境で、睡眠不足になりがちです。アイマスクや耳栓を使い、静かで暗い環境をつくり、体をしっかり休めましょう。

日	主食	牛乳	こんだてめい	赤のなかま おもに体をつくるものになる	黄のなかま おもにエネルギーのもとになる	緑のなかま 体の調子をとのえる	栄養摂取量 () 内は中学生		
							1人1日 kcal	たん白質 g	
16 火	ごはん	○	ぶたじる だしまたまごのあんかけ だいずとひじきのいために	ぎゅうにゅう,ぶたにく,とうふ あぶらあげ,みそ だしまたまご,だいず ひじき,さつまあげ,ちくわ	ごはん さとう,でんぶん あぶら	にんじん,とうがん,ごぼう こんにやく,ねぎ	603 (750)	26.1 (30.7)	
17 水	ナン	○	かぼちゃスープ たらフライのオーロラソースかけ キーマカレー	ぎゅうにゅう ベーコン たらのこめこフライ ぶたにく,だいず	ナン あぶら,ノンエッグマヨネーズ さとう	たまねぎ,にんじん かぼちゃ,パセリ にんにく,マッシュルーム	599 (754)	28.2 (35.2)	
18 木	かとう夢プラン ごはん	○	ごもくやさしいため かとうしさんコロッケ ブロッコリーのごまあえ かとうのももゼリー	ぎゅうにゅう ぶたにく,ちくわ,かつおぶし	ごはん あぶら,かとうしさんコロッケ ごま,さとう かとうのももゼリー	キャベツ,にんじん,たまねぎ もやし,ピーマン ブロッコリー	642 (806)	22.8 (27.6)	
19 金	ごはん	○	レタスとうがんのスープ やきぎょうざ 小2こ 中3こ ひやしちゅうか	ぎゅうにゅう ベーコン,ぎょうざ とりささみ,みそ	ごはん じゃがいも,ごまあぶら ちゅうかめん,さとう,ごま	レタス,たまねぎ とうがん,にんじん もやし,きゅうり	586 (763)	21.9 (27.4)	
22 月	秋分の日献立 ごはん	○	ふのすましじる さんまのいそべあげ きゅうりのおかかあえ おはぎ	ぎゅうにゅう かまぼこ さんま,あおりのこ かつおぶし	ごはん やきふ こめこ,てんぷらこ,あぶら さとう,おはぎ	えのき,にんじん たまねぎ,ねぎ きゅうり	681 (819)	22.7 (25.6)	
24 水	パン	○	ポークビーンズ タンドリーチキン フルーツカクテルゼリー	ぎゅうにゅう ぶたにく,だいず とりにく	コッペパン,じゃがいも,さとう ノンエッグマヨネーズ,なしゼリー カクテルゼリー,みかんゼリー マスカットゼリー,レモンゼリー	たまねぎ,にんじん しょうが,にんにく	669 (867)	31.0 (39.5)	
25 木	ごはん	○	はるさめスープ にくだんごのあまずあんかけ なすとあつあげのみそいため	ぎゅうにゅう にくだんご ぶたにく,あつあげ,みそ	ごはん はるさめ さとう,でんぶん,ごまあぶら	にんじん,ほししいたけ さくらげ,たまねぎ,にら なす,ねぎ	605 (770)	22.9 (28.3)	
26 金	げんりょう ごはん	○	カレーうどん きびなごのサクサクフライ 小2まで1こ 小3から2こ うみとはたけのサラダの ドレッシングあえ	ぎゅうにゅう ぶたにく きびなごサクサクフライ まぐろあぶらづけ,ひじき	ごはん うどん,あぶら ごま,さとう,ごまあぶら オリーブあぶら	にんじん,たまねぎ キャベツ,スイートコーン	660 (835)	22.4 (26.7)	
29 月	ごはん	○	にくとじゃがいものうまに あじのてりやき わかめときゅうりのすのもの	ぎゅうにゅう ぶたにく,ちくわ あじ,わかめ	ごはん じゃがいも,さとう でんぶん	しょうが,にんじん たまねぎ,いとこんにやく きゅうり	596 (760)	28.4 (35.0)	
30 火	ごはん	○	なめこじる ハンバーグのソースかけ こんさいのごまぜサラダ	ぎゅうにゅう とうふ,あぶらあげ,みそ チキンとポークハンバーグ チキンハム	ごはん さとう,オリーブあぶら,ごま	なめこ,にんじん たまねぎ,ねぎ れんこん,ほうれんそう	610 (767)	23.2 (28.3)	
🍷 マークの日は、かとう夢プランの日です。 🍷 マークの日は、かみかみメニューの日です。🍴 マークの日はスプーンがあります。 ※太字の食品は、加東市産・兵庫県産を使用する予定です。							今月の平均栄養価	629 (797)	25.1 (30.9)

各栄養摂取量は、
上段が小学校3・4年生
下段が中学校の数値です。

バランスよく食べよう 三色食品群

食品は、「おもに体をつくるものになる」赤色の食品、「おもにエネルギーのもとになる」黄色の食品、「おもに体の調子をとのえる」緑色の食品に分けることができ、これを「三色食品群」といいます。三色の食品を組み合わせることで、栄養のバランスがよくなります。



おもに体をつくる食品

たんぱく質・無機質を含む食品
肉、魚、卵、牛乳、大豆製品、
海藻など

おもにエネルギーになる食品

炭水化物・脂質を含む食品
米、パン、麺類、いも類、砂糖、
油脂類、種実類など

おもに体の調子をとのえる食品

ビタミン・食物せんいを含む食品
野菜、きのこ類、果物など

かとう夢プラン 楽しみのある学校給食特別メニュー 9月18日(木)「加東市産オリジナル給食」

- ・ごはん
- ・牛乳
- ・五目野菜炒め
- ・加東市産コロッケ
- ・ブロッコリーのごま和え
- ・かとうのももゼリー

加東市でつくられたじゃがいも、玉ねぎを使った加東市産コロッケと、加東市で収穫された桃[白鳳]を使ったかとうのももゼリーです。地元生産者の方への感謝の心を持ち、加東市の豊かなめぐみを味わいましょう。



9月22日(月) 秋分の日献立

- ・ごはん
- ・牛乳
- ・ふのすまし汁
- ・秋刀魚の磯辺揚げ
- ・きゅうりのおかか和え
- ・おはぎ

今年の秋分の日(9月23日(火))で、昼と夜の長さが同じになる日です。秋分の日を過ぎると、少しずつ夜が長くなっていきます。秋分の日を中日として前後3日間(9月20日～26日)がお彼岸の期間となります。秋分の日食べる「おはぎ」の小豆の赤い色は、禍が身に降りかからないようにするといわれています。また、「おはぎ」という名前には、秋に咲く「萩(はぎ)」という楕円形の花に見立てていることに由来します。おはぎを食べて邪気払いをしましょう。



夏の疲労回復には、ビタミンB1！

ビタミンB1は、ご飯などの糖質をエネルギーに変えるために必要な栄養素で、不足すると疲れやすくなります。夏は特に不足しがちになるので、積極的に食事に取り入れましょう。にんにく、ねぎなどに含まれる香気成分のアリシンと一緒にとると、より効果的です。

ビタミンB1を多く含む食品



アリシンを多く含む食品



栄養教諭より

暦の上では秋になりましたが、まだまだ暑さが厳しいです。暑さに負けず元気に過ごすためにも、バランスよくしっかり食べることが大切です。皆さんの体は食べたものでできていきます。しっかり食べて、2学期も元気に楽しく過ごしましょう。

